

第3章 各国にみる社会保障施策の概要と最近の動向

アメリカ

1 社会保障制度の概要

アメリカにおいては、政府は原則として個人の生活に干渉しないという自己責任の精神と、連邦制で州の権限が強いことが、社会保障制度のあり方にも大きな影響を及ぼしている。

アメリカの代表的な社会保障制度としては、大部分の有業者に適用される老齢・遺族・障害年金(OASDI: Old-Age, Survivors, and Disability Insurance)のほか、高齢者等の医療を保障するメディケアや低所得者に医療扶助を行うメディケイドといった公的医療保障制度、補足的所得保障や貧困家庭一時扶助(TANF)といった公的扶助制度がある。

医療保障、高齢者の所得保障の分野において顕著であるが、民間部門の果たす役割が大きいことが特徴であり、また、州政府が政策運営の中心的役割を果たすものが多い。

さらに福祉の分野においては、1996年8月に成立した個人責任及び就労機会調整法(The Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996)による一連の福祉改革により、「福祉から就労へ(Welfare to Work)」が連邦政府の福祉政策の基本方針となっている。

2 社会保険制度等

(1) 制度の概要

アメリカの社会保険制度については、年金分野においては広く国民一般をカバーする社会保障年金制度が存在するが、医療分野においてこうした制度は存在せず、公的な医療保障の対象は高齢者、障害者、低所得者等に限定されている。

(2) 年金制度

a 老齢・遺族・障害年金

アメリカの公的年金制度は、一般制度である老齢・遺族・障害年金と、公務員、鉄道職員など一定の職業の

みを対象とする個別制度とに大別される。

老齢・遺族・障害年金は、一般に社会保障年金(Social Security)と呼ばれ、連邦政府が運営している。この制度は、被用者や自営業者の大部分を対象とし、社会保障税(Social Security Tax^(注1))を10年間以上納めた者に対し、(要件を満たした時から)死亡時までの間年金を支給する社会保険制度である。

財政面においては、現役世代が納付する社会保障税によって高齢者に対する年金給付を行うとともに、高齢化による将来の支出増加に備え、毎年の社会保障税などの歳入が歳出額を上回る分を社会保障年金信託基金(OASDI Trust Fund)に積み立てている。この社会保障税の税率は、現在、給与の12.4%であり、被用者は事業主と折半してその半分を、自営業者は全額を負担している。

給付については、老齢年金の支給開始年齢は原則65歳であったが、2003年から2027年までの間に段階的に67歳に引き上げられこととなっている。

2005年においては、1億5,900万人の被用者又は自営業者(全被用者及び全自営業者の96%)が社会保障税を納入すると見込まれている。また、2005年6月末現在、4,800万人の受給者が社会保障年金を受給しており、その平均月額は、退職者単身世帯で946ドル、夫婦二人世帯で1,578ドルであった。

なお、社会保障年金制度をめぐっては、2010年以降のベビーブーマー世代の大規模な引退を控え、制度の持続可能性を維持するためにその全部又は一部を民営化するという議論がクリントン政権時代から活発に行われており、この流れはブッシュ政権においても引き継がれている。クリントン及びブッシュ両政権下においては、それぞれ改革案の検討のための委員会が組織され、様々な提案が行われたが、いずれの提案も全体としての合意を得るには至らなかった。しかしながら、ブッシュ大統領は、2004年11月の大統領選挙で再選されると、社会保障年金改革を政権2期目の内政の最重要課題

[各国にみる社会保障施策の概要と最近の動向(アメリカ)]

として掲げ、2005年2月の一般教書演説^(注2)において、労働者が自ら社会保障年金の一部を運用するための個人退職勘定(Personal Retirement Accounts)の創設を提案した。

b 企業年金制度

アメリカにおいては、公的年金たる社会保障年金に上乗せされるものとして、企業年金が多様な発展を見せている。

企業年金には、大別すると「確定給付型企業年金プラン(Defined Benefit Plan)」及び「確定拠出型年金プラン(Defined Contribution Plan)」という2つの形態がある。確定給付型企業年金は、比較的古くからある企業年金の形態であり、その特徴としては、①加入者に対し、勤務年数、給与等を考慮した一定の給付算定期によって算定される給付を予め約束していること、②拠出金の拠出は事業主のみであり、加入者からの拠出は必要としないこと、等があげられる。一方、「確定拠出型企業年金」は、1980年代以降、401(k)プランの登場によって急速に普及した企業年金の形態であり、その特徴としては、①給付額は、受給時までに制度に拠出された拠出金の合計額と、加入者(被用者)が選択した方法による運用の実績によって、事後的に決定されること、②拠出金の拠出は、加入者が行うものを基本としつつ、事業主からの一定の追加拠出を認めていること、等があげられる。

こうした企業年金プランの創設は事業主の任意であり、法的に強制されているわけではないが、現実的には、大企業を中心に多くの企業は、何らかの企業年金を有している。(表1)その結果、企業年金が保有する資産の額は膨大なものとなっており、その規模は、2003年現在、確定給付型企業年金において1兆8,900億ドル、確定拠出型企業年金において2兆1,800億ドルにも上っている。

企業年金制度のうち、加入者に対して算定期に基づく一定の給付額を予め約束している確定給付型年金プランについては、2000年以降の株式市場の低迷と、低金利の影響から、多くのプランにおいて、年金資産の総額が給付債務の総額を下回るという「積立不足」の状況が見られ、プランの廃止が相次いだ。こうした状況

を踏まえ、議会では、制度建て直しのための改革案が検討されてきたが、これまでのところ抜本的な改革の合意には至っておらず、2004年に、当面のプラン救済を図るための暫定措置を講じる法案が成立したのみであり、その後も確定給付型年金プランの廃止に歯止めはかかるなかった。このため政府は、2005年に入って、積立ルールの強化などを柱とする確定給付型年金プランの改善策を発表したところであり、今後、議会において本格的な議論が行われる予定である。

〈表2-66〉企業年金・医療保険制度を提供している事業所の割合

	企業年金制度			医療保険 制 度	(%)
	企業年金制度 のある事業所	うち確定給付 年 金 制 度	うち確定拠 出年金制度		
規 模 計	51	11	48	63	
99人以下	49	10	47	61	
100人以上	90	32	87	96	

資料出所 National Compensation Survey(2005年3月)
連邦労働省労働統計局[BLS]

(3) 医療保険制度等

a 制度の類型

公的医療保険制度としては、高齢者及び障害者に対するメディケア及び低所得者に対する公的扶助であるメディケイドがある。現役世代の医療保障は民間医療保険を中心に行われており、企業の福利厚生の一環として事業主の負担を得て団体加入する場合も多い。国民医療費は、2004年から2014年の間にGDPの成長率よりも毎年1~2%高い率で2.5%高く伸びていくものと予測され、2014年には対GDP比で18.7%を占めるものと見込まれている。

アメリカの医療費を支出主体別に見ると、民間医療保険が36%と最大の割合を占め、次に、メディケア支出が19%、メディケイド支出が17%、自己負担が16%となっている(出典:連邦保健・福祉省 Centers for Medicare and Medicaid Services)。

b メディケア、メディケイド等

メディケア(Medicare)は、1965年に創設された連邦政府が運営する公的医療保険制度である。65歳以上の者、障害年金受給者、慢性腎臓病患者等を対象とし、約4,109万人(2003年)が加入している。入院サー